

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります②

広報誌9月号の「ねんきん通信」では、年金生活者支援給付金制度の概要を紹介しました。10月号では、よくある疑問・質問にお答えします。

Q1：給付金を受け取るには手続きが必要ですか？

A1：日本年金機構へ認定請求の手続きが必要です。

Q2：認定請求の手続きは、毎年必要ですか？

A2：給付金を受け取っている方で、引き続き
※ 支給要件 を満たしている場合は、原則不要です。ただし、支給要件を満たさなくなり、一度給付金を受け取れなくなった方が、再び支給要件を満たして支給を受けようとする場合は、改めて認定請求の手続きが必要です。

※ 支給要件については広報誌9月号のP16「ねんきん通信」をご覧ください

Q3：給付金受け取りは1度限りですか？

A3：給付金は恒久的な制度なので、支給要件を満たす限り継続して受け取ることができます。

Q4：夫婦2人暮らしです。2人とも給付金の支給要件を満たしている場合、それぞれ受け取れますか？

A4：受け取れます。給付金は一人ひとりに支払われるものです。

Q5：給付金は年金と一緒に振り込まれますか？

A5：年金と別に振り込まれます。口座と振込日は年金と同じですが、通帳に2つの振り込みが記載されます。

Q6：給付金の金額はいくらですか？

A6：給付金の種類によって異なりますので、下記をご参照ください。

【参照】3種類の給付金の説明

【老齢年金（補足的老齢）生活者支援給付金】

月額5,000円を基準とし、保険料の納付済期間、免除期間などに応じて算出します。なお、給付額は下記の①と②の合計です。

$$\textcircled{1} \quad \frac{5,000\text{円} \times \text{納付済期間}}{480\text{月}} \quad + \quad \textcircled{2} \quad \frac{10,834\text{円} \times \text{免除期間}}{480\text{月}}$$

※ 保険料の納付済・免除の期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書などで確認できます。

※ ②の基準額（二重下線）は免除形態により変動します。免除が全額、3/4、1/2の場合は10,834円、1/4の場合は5,417円。

※ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,301円～879,300円の場合、所得の逆転が起きないように補足する給付金が別途支給されます。

【障害年金生活者支援給付金】

障害等級が2級の方は月額5,000円、1級の方は月額6,250円です。

【遺族年金生活者支援給付金】

月額5,000円です。ただし2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、5,000円を子の数で割った額がそれぞれに支給されます。

お問い合わせ先：稚内年金事務所

電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ

電話：5-1112、告知端末機：5-8812